文部科学省ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム

検討の背景と経緯

- 「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年７月12日閣議決定）等を踏まえ、令和元年10月にハンセン病の患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するための具体的な検討を行うことを目的として、文部科学大臣政務官を座長とする「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」を文部科学省内に設置。
（座長：文部科学大臣政務官、事務局長：総合教育政策局長、構成員：初等中等教育局長、高等教育局長）
- 有識者ヒアリングを含む会議と関係施設の視察等を行い検討を進めている。

第１回（令和元年10月29日）

・ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チームの設置について
・熊本ハンセン病家族訴訟について
・文部科学省におけるハンセン病に関する教育の取組について
・人権教育推進に関する有識者ヒアリング
　梅野正信　上越教育大学理事兼副学長

第２回（令和元年11月13日）

・学校教育に関する現状の取組について
・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（初等中等教育）
　小泉ひとみ　東村山市立萩山小学校校長
　太田元　東村山市立東村山第三中学校統括校長
　井上貴雅　東村山市教育委員会教育部次長（学校教育担当）
　鈴木賢次　東村山市教育委員会統括指導主事

第３回（令和元年11月28日）

・ハンセン病補償法、問題基本法改正法について
・登米市立新田中学校の視察について
・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（社会教育、高等教育）
　飯開輝久雄　合志市教育委員会人権啓発教育課長
　近藤真紀子　香川県立保健医療大学教授

第４回（令和2年1月29日）

・文部科学省職員向け研修講話
　黄光男　ハンセン病家族訴訟原告団副団長

第５回（令和2年2月26日）

・これまでの議論の整理について

第６回（令和３年３月４日）

・ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チームの設置要領改訂について
・文部科学省におけるこれまでの主な取組について
・今後考えられる取組について

第７回（令和3年4月19日）

・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（初等中等教育）
　佐久間建　都立武蔵台学園府中分教室教諭

第８回（令和3年6月17日）

・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（初等中等教育）
　大高俊一郎　国立ハンセン病資料館事業部社会啓発課長

第９回（令和3年9月30日）

・これまでの議論の整理について

視察①（令和元年10月16日）

・国立療養所多磨全生園　・国立ハンセン病資料館

視察②（令和元年11月20日）

・登米市立新田中学校　・国立療養所東北新生園

視察③（令和2年2月17日）

・国立療養所菊池恵楓園　・福岡県教育委員会

視察④（令和2年11月19日）

・国立療養所多磨全生園　・国立ハンセン病資料館

視察⑤（令和5年8月1日）

・国立療養所菊池恵楓園

視察⑥（令和6年6月25日）

・国立療養所多磨全生園　・国立ハンセン病資料館

視察⑦（令和７年１月16日）

・国立療養所奄美和光園

検討チーム議論を踏まえた当面の取組

＜主に初等中等教育段階＞

① ハンセン病に関する学習に関する教材の充実や活用の促進

○厚生労働省作成の**中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」**については、国が作成した教材で安心して授業で活用できる等の評価がある。また、**ハンセン病に関する講演等では小学校高学年の反応が良い**という意見がある。児童生徒の発達段階に応じたハンセン病に関する人権教育を充実させるため、今後、**小学校や中学校における指導事例**を周知する。

② ハンセン病に関する人権教育を担う指導者への研修等の充実

○教員個人ではなく**教育委員会や学校の組織的なハンセン病に関する人権教育の取組**を促すため、引き続き、各都道府県等の人権教育担当者や人権教育指導者が集まる会議において、**国の施策動向や有用なコンテンツ等に関する情報提供**を図る。

○より**多くの教員がハンセン病に関する実践的な人権教育に取り組める**よう、独立行政法人教職員支援機構において、指導の要点について学ぶことができる**オンライン研修教材の作成・配信**を進める。

＜主に高等教育段階＞

③ハンセン病に係る教育に関する各大学の取組の把握と支援

○大学におけるハンセン病に関する教育において参照・使用できるよう、**ハンセン病に関する教材**や、**国立ハンセン病資料館をはじめとする教育への協力を要請しうる国の施設・機関等を取りまとめ情報提供**を行う。

○**大学におけるハンセン病に係る教育の全体的な状況**について**調査・公表**する。※平成30年度大学改革状況調査において実施済み

＜ハンセン病に関する学習のための基盤整備＞

④ ハンセン病に関する学習のための関連資料等の収集と提供

○**ハンセン病当事者の声**は、ハンセン病に関する学習を進める上で説得力のある教材でもある一方、当事者の高齢化やコロナ禍等により、当事者との直接交流には制約があるため、各所で収集している**当事者の映像や声が教育・研修等で活用されるよう周知**を行う。

○引き続き厚労省・法務省と連携し、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、**中学生向けパンフレット**、法務省作成の**人権啓発動画及び冊子**、**国立ハンセン病資料館の学芸員等の講師派遣**等の**ハンセン病に関する人権教育に活用できる資料等の周知**を行う。